

総合 理解度チェック

○×で答えましょう

1章

1-1	×	一般用医薬品は、医療用医薬品と比較して保健衛生上のリスクは相対的に「低い」。
1-2	×	GVPは、「製造販売後安全管理の基準」。
1-3	○	
1-4	×	「タンパク質」の一種であるプリオンが脳の組織に感染することによって発症する。
1-5	○	
1-6	×	専門用語を分かりやすい平易な表現で説明するだけでなく、説明した内容が購入者等にどう理解され、行動に反映されているか、などの実情を把握しながら行う。
1-7	×	症状が重いときに、一般用医薬品を使用することは、一般用医薬品の役割にかんがみて、「適切な対処とはいえない」。
1-8	○	
1-9	○	
1-10	○	
1-11	×	表示されている使用期限は、「未開封状態」で保管された場合に品質が保持される期限である。
1-12	○	
1-13	×	スモンの原因は、「整腸剤」として販売されていたキノホルム製剤である。
1-14	×	大人と比べて身体の大きさに対して腸が「長く」、服用した医薬品の吸収率が相対的に「高い」。
1-15	×	血液脳関門が「未発達」であるため、吸収されて循環血液中に移行した医薬品の成分が脳に達しやすい。
1-16	○	
1-17	○	
1-18	○	
1-19	×	R体とS体は体内で相互に転換するため、R体のサリドマイドを分離して製剤化しても催奇形性は避けられない。
1-20	○	
1-21	×	外用薬や注射薬であっても、食品によって医薬品の作用や代謝に影響を受ける可能性が「ある」。
1-22	○	
1-23	×	「国及び製薬企業」を被告として提訴された。
1-24	×	細菌でもウイルスでもない「タンパク質」の一種であるプリオンが原因とされる。
1-25	×	「眠気や口渇等の比較的よく見られるものから」、日常生活に支障を来す程度の健康被害を生じる重大なものまで「様々である」。
1-26	○	
1-27	×	ビタミンCではなく、「ビタミンA」である。
1-28	×	動物実験で求められる50%致死量(LD50)は、薬物の「毒性」の指標として用いられる。
1-29	○	
1-30	×	腎臓の機能が低下していると医薬品の作用が「強く現れやすい」。

2 章

2-1	○	
2-2	×	黄疸は、肝機能障害や胆管閉塞により「ビリルビン」が循環血液中に滞留することで生じる。
2-3	×	赤血球は血液全体の約 40% を占め、赤い色素である「ヘモグロビン」を含む。
2-4	○	
2-5	○	
2-6	×	化学的消化とは、「消化液に含まれる消化酵素の作用」によって飲食物を分解することをいう。
2-7	×	ホルムアルデヒドではなく、「アセトアルデヒド」である。
2-8	○	
2-9	×	腎臓には、心臓から拍出される血液の「1/5 ～ 1/4」が流れている。
2-10	×	「近く」の物を見るときには丸く厚みが増し、「遠く」の物を見るときには扁平になる。
2-11	○	
2-12	○	
2-13	×	リンパ液の流れは、主に「骨格筋」の収縮によるものである。
2-14	○	
2-15	×	副腎「髄質」では、自律神経系に作用するアドレナリン（エピネフリン）とノルアドレナリン（ノルエピネフリン）が産生・分泌される。
2-16	○	
2-17	×	適用部位を水から遮断したい場合に用いるのは「軟膏剤」である。クリーム剤は、「患部を水で洗い流したい場合等」に用いられる。
2-18	×	生体異物に対する「即時型」のアレルギー反応の一種である。
2-19	×	医薬品の使用開始から「1 ～ 2 週間」程度で起きることが多い。
2-20	○	
2-21	×	メラニン色素は、「表皮の最下層」にあるメラニン産生細胞（メラノサイト）で産生される。
2-22	×	平滑筋には横縞模様がないが、「心筋には横縞模様がある」。
2-23	○	
2-24	○	
2-25	○	
2-26	×	石灰質ではなく、「象牙質」である。
2-27	○	
2-28	×	酸素の消費量も全身の約 20% と多い。
2-29	×	体内に塩分（ナトリウム）と水が貯留し、体から「カリウム」が失われることによって生じる病態。
2-30	○	
2-31	○	

3 章

3-1	×	かぜの約 8 割は「ウイルス」の感染が原因である。
3-2	○	
3-3	×	1 回摂取量はカフェインとして 200mg、1 日摂取量はカフェインとして 500mg が上限とされている。
3-4	○	
3-5	×	タンニン酸ベルベリンではなく、「タンニン酸アルブミン」の内容。
3-6	×	噴射式の液剤は、息を吸いながら噴射すると気管支や肺に入ってしまうおそれがあるため、軽く息を吐きながら噴射することが望ましい。
3-7	×	1 日用量中センソ「5mg」を超えて含有する医薬品は、劇薬に指定されている。
3-8	○	
3-9	○	
3-10	×	ビタミン「D」の過剰症として、高カルシウム血症と異常石灰化がある。
3-11	○	
3-12	×	グリチルリチン酸二カリウムは、抗炎症成分。声がれ、喉の荒れ、喉の不快感、喉の痛み又は喉の腫れの症状を鎮めることを目的として用いられる。
3-13	×	一般用医薬品のアレルギー用薬には、アトピー性皮膚炎による慢性湿疹の治療に用いることを目的とするものは「ない」
3-14	○	
3-15	○	
3-16	×	アレルギー性でない鼻炎や副鼻腔炎に対しては「無効」である。
3-17	○	
3-18	×	偽陽性ではなく、「偽陰性」である。
3-19	×	尿糖検査は「食後 1～2 時間等、検査薬の使用方法に従って採尿を行う」。
3-20	○	
3-21	×	服用の前後 30 分に「タンニン酸を含む飲食物」を摂取すると、「タンニン酸」と反応して鉄の吸収が悪くなることがある。
3-22	○	
3-23	○	
3-24	×	コレステロールの産生及び代謝は、主として「肝臓」で行われる。
3-25	×	鉄分の吸収は空腹時のほうが高いとされているが、消化器系への副作用を軽減するには、食後に服用することが望ましい。
3-26	○	
3-27	○	
3-28	×	コデインリン酸塩水和物、ジヒドロコデインリン酸塩は、「麻薬性」鎮咳成分である
3-29	○	
3-30	×	「小腸」でリパーゼの働きによって生じる分解物が、「小腸」を刺激することで瀉下作用をもたらす。
3-31	×	記述は、「カイニン酸」の内容。パモ酸ピルベニウムは、蟻虫の呼吸や栄養分の代謝を抑えて殺虫作用を示す。
3-32	○	
3-33	×	作用を増強させるおそれがある。
3-34	×	漢方薬と明らかに別物である
3-35	○	
3-36	○	
3-37	×	汚染を防ぐため、容器をなるべく直接鼻に触れないように使用する
3-38	○	
3-39	×	満腹時ではなく空腹時
3-40	×	脈が速くなる(頻脈)おそれがある。

4 章

4-1	○	
4-2	×	『やせ薬』を標榜したもの等『無承認無許可医薬品』は、医薬品に「含まれる」。
4-3	○	
4-4	○	
4-5	○	
4-6	×	劇薬は、容器等に「白地に赤枠、赤字」をもって、当該医薬品の品名及び「劇」の文字が記載されていなければならない。
4-7	○	
4-8	○	
4-9	×	構成生薬の作用を個別に挙げて説明することは「不適當」である。
4-10	○	
4-11	×	配置販売業では、医薬品を開封して分割販売することは「禁止されている」。
4-12	×	一般用医薬品では、注射等の侵襲性の高い使用方法是「用いられていない」。
4-13	○	
4-14	×	第3類医薬品ではなく、「指定第2類医薬品」の内容。
4-15	○	

5 章

5-1	×	月1回定期的ではなく、「必要に応じて随時」改訂がなされている。
5-2	×	販売名に薬効名が含まれているような場合には（例えば、「〇〇〇胃腸薬」など）、薬効名の記載は省略されることがある。
5-3	○	
5-4	×	「安全性速報はブルーレター」。「緊急安全性情報がイエローレター」。
5-5	×	報告様式の記入欄「すべてに記入される必要はない」。
5-6	○	
5-7	×	75歳以上ではなく「65歳以上」である。
5-8	×	消費者側ではなく、「公平・中立」な立場である。
5-9	○	
5-10	×	「未開封状態で保管された場合に品質が保持される」期限である。
5-11	○	
5-12	×	2年ではなく、「3年」である。
5-13	×	医薬品の適正使用の重要性等に関して、「小中学生のうちから」の啓発が重要である。
5-14	○	
5-15	×	セトラキサート塩酸塩は、「生じた血栓が分解されにくくなる」ため、「血栓のある人（脳血栓、心筋梗塞、血栓静脈炎等）、血栓症を起こすおそれのある人」は、『相談すること』とされている。
5-16	×	急性肺炎ではなく、「間質性肺炎」である。